全国厚生労働部局長会議 労働基準局説明資料

平成28年1月19日

長時間労働削減推進本部

本 部 長 厚生労働大臣

本 部 長 代 理 厚生労働副大臣(労働担当)、厚生労働大臣政務官(労働担当)

事 務 局 長 労働基準局長

構成員事務次官、厚生労働審議官、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、政策統括官(労働担当)、大臣官房総括審

議官(国会担当)、大臣官房審議官(労働条件政策担当)、大臣官房審議官(労災、賃金担当)、安全衛生部長

過重労働等 撲滅チーム

主査 大臣官房審議官 (労働条件政策当)

働き方改革推進 プロジェクトチーム

主 査 事務次官

構成員 厚生労働審議官、労働基準局長、職業安定局長、

雇用均等・児童家庭局長、政策統括官(労働担当)、

大臣官房総括審議官(国会担当)、

大臣官房審議官(労働条件政策担当)、大臣官房審議官(労災、賃金担当)

(事務局 労働基準局)

- ◆働き方改革の推進に向けた地方(働き方改革推進本部)への指示
- ・働き方改革の推進
- •女性活躍支援 第
- ◆本省促進チームによる働き方改革の推進
- ・企業経営陣への働きかけ

指示

〈協力要請・連携〉

- · 都道府県
- ・市町村
- ・事業主団体
- ・労働団体 等



働き方改革推進本部

(本部長 都道府県労働局長)



企業の自主的な働き方の見直しを推進

- ●都道府県労働局による企業経営陣への働きかけ
- ●業界団体や個別企業に対する効果的・機動的な周知啓発 等

省内長時間労働 削減推進チーム

主査 大臣官房総括審 議官(国会担当)

「地方創生」につなげる

- 仕事と生活の調和を 図ることができる環 境の整備
- 地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出

働き方改革の一層の推進

- ◆ 本省と都道府県労働局が連携して、下記の取組を実施
 - ① 企業の自主的な働き方の見直しの推進
 - ② 地域における働き方改革の気運の醸成
 - ③ 都道府県労働局と地方公共団体の連携 等

働き方改革の実施には、労働基準法の遵守を超えた、働き方そのものの見直しが必要で、 企業トップの強いリーダーシップが不可欠。

本省幹部による業界の リーディングカンパニーへの訪問

- ☞ 平成27年12月末現在55社(*)を訪問
- *日新火災、カルビー、伊藤忠商事、富士ゼロックス など
- 引き続き、働きかけを実施

都道府県労働局長による地域の リーディングカンパニーへの訪問

- ☞ 平成27年11月末までに、全国で約700社を訪問
- ☞ 都道府県労働局に、労働局長を本部長とする 「働き方改革推進本部」を設置(前述)
 - * 全局に本部を設置し、自治体・労使団体と連携の上 働き方改革を推進
- ☞ 管内の企業トップへの働きかけを実施
- ◆ 先進的な取組事例等について、ポータルサイトを活用して情報発信(平成27年1月30日開設)
 - ☞ 企業が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、その結果に基づき対策を提案
 - ☆ 社員が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、自らの働き方・休み方を振り返る機会を提供
 - ☞ 地方公共団体における働き方改革の取組事例(知事等のメッセージや宣言など)を掲載

「働き方・休み方改善ポータルサイト」を利用して働き方改革を進めてみませんか

厚生労働省では、企業の皆さまが社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しました。サイトでは、**専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」**や、**「企業における取組事例」などを** 掲載しています。社員が自らの働き方・休み方を振り返るための診断も行えます。

長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、社員のメンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性が低下します。また、企業としては、離職リスクの上昇や、イメージの低下など、さまざまな問題が生じることになります。社員のために、そして企業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進が求められています。



「地方版政労使会議」に関する対応について(背景)

参・予算委(8月10日)におけるやりとり(概況)

谷合議員(公明)

不本意な非正規雇用による低賃金、長時間労働などの厳しい現況に置かれている若者の処遇改善を果たしていくため、地方においても働き方改革、中小企業の生産性向上を進めていくことが必要。

青年政策アクションプラン2015(※)での提案は、政労使会議を中央だけでなく、地方における賃金上昇や若者の処遇改善にむけた取組を進めようとするもの。若者の働き方改革について、地方創生やワーク・ライフ・バランス等の視点も踏まえながら、各地域で自治体や労使も交えて話し合う場の設置を促していくことが重要と考えるが、総理の見解は如何。

- ※公明党青年委員会 青年政策アクションプラン2015(7月31日とりまとめ後、総理申入れ)(抄)
- ー. 若者がもっと活躍できる社会へ

(中略)

- (二)若者の所得増大
- 〇景気回復を地方へと波及し地域の賃金を引き上げ、特に若者の賃金上昇を実現するために、都道府県において「地方版政労使会議」(仮称)の設置を促します。

安倍総理答弁(抄)

各地域で地域版の政労使会議を作ったらどうだという御提案ですが、これは非常に良いアイデアだと思います。地域にはそれぞれの事情があるんだろうと思いますが、地域において長時間労働是正や多様で柔軟な働き方、生産性の向上等について話し合っていくことは大変有意義であろうと思います。

都道府県労働局に働き方改革推進本部を設置し、地方公共団体や労使団体と連携しながら、地域のリーディングカンパニーへの働きかけや、働き方の見直しに向けた気運の醸成に取り組んでいるところでありますが、各地域の特性を生かして、仕事と生活の調和を図りつつ、魅力ある雇用機会を創出していくため、働き方改革の取組を一層強化することが必要であると思います。その一環として、都道府県において、地域ぐるみで働き方改革を推進するべく、労使を始めとする地域の関係者が集まる会議を設置していくことについて検討を進めて参りたいと思います。

地方公共団体及び労使等で構成される会議の開催については、平成27年10月5日付けの通達で厚生労働省から都道府県労働局に対して指示を行ったもの。並行して、厚生労働省から日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、全国知事会、経済産業省に協力を要請。

1. 設置形態

以下のような選択肢の中から、都道府県の意向を十分踏まえて決定。

- ①都道府県が事務局となり、労使等が参画する形
- ②労働局に設置されている「働き方改革推進本部」の取組等を通じて設けられた、労使、都道府県 及び労働局から構成される協議会組織等の活用

2. 会議の主たるテーマ

若者対策も含めて、長時間労働対策・年次有給休暇取得促進施策等の働き方の見直し、賃金や就業 形態等の面で魅力ある雇用機会の創出、非正規労働者等のキャリアアップ・能力開発等を基本とし、 各地域の実情に応じて都道府県や労使団体と協議し、決定。

※このため、会議の名称も様々

山形県:正社員転換・働き方改革等推進会議

東京都:東京の成長に向けた公労使会議

愛知県:愛知県政労使協議会

京都府:京都雇用創出活力会議 大阪府:大阪働き方改革推進会議

大阪府:大阪働き方改革推進会議

鳥取県:正規雇用一万人チャレンジ推進会議等

※ 平成28年1月15日現在の開催状況 開催済・・・24都道府県 開催予定日確定・・・14県 調整中・・・・・9県

「地方版政労使会議」に関する対応について(背景)

衆・予算委(1月8日)におけるやりとり(概況)

桝屋議員(公明)

現在、各労働局の働きかけにより、都道府県版の政労使会議が行われていると理解している。約三十の都 道府県で既に取組が行われており、これを全国的に展開すべきだと考えている。

地域によって出生率の差やそれをもたらす原因もそれぞれ違っているため、こうした会議において、それぞれの地域に応じた働き方改革の総合戦略を練っていく、そのために県知事、経済界あるいは労働界のトップが出席をして議論をすすめていくことが非常に重要であると考える。

それらのことについてぜひ、総理からリーダーシップを発揮していただきたい。

安倍総理答弁(抄)

全国一律に見るのではなく、各地域の実情をしっかりと見て、その実情に応じた働き方改革を行い、出産や子育てをしやすい環境づくりをそれぞれの地域が進めていくことが大切だろうと思います。

昨年の公明党からの御提案をいただきまして、各労働局から都道府県や労使団体に精力的に働きかけた結果、これまでに三十二の都道府県で、長時間労働の是正や非正規雇用労働者の正社員転換、待遇改善の促進などをテーマとする会議が開催されるか、あるいは会議の予定が固まっています。知事や労使のトップの出席も見られるところですが、ぜひともこれはトップがちゃんと出てもらいたいと思います。それがやはり各地域の意欲のあらわれだろうと思います。

今後、地域の実情に応じた働き方改革をさらに進めるため、引き続き働きかけを行い、全ての都道府県でこうした会議が開催され、政労使の連携が進むよう取り組んでまいりたいと思います。

また、これらの取組を踏まえて、地方公共団体のリーダーシップのもと、地域ぐるみで働き方改革の検討を進め、その内容を、都道府県が設置する地方創生推進組織で策定された地方版総合戦略の改定にも反映していくことを推進してまいりたいと思います。こうしたことが目に見える成果となっていくことを期待したいと思います。

過労死等の防止のための対策に関する大綱について

● 過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)に基づき、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱を作成(平成27年7月24日閣議決定)

1. 大綱で定める対策

● 大綱には、過労死等防止対策推進法第8条から第11条までに規定された四つの対策を盛り込む。

<過労死等の防止のための対策>

調査研究等 (同法第8条)

啓発 (同法第9条) 相談体制の整備等 (同法第10条) 民間団体の活動に対する支援 (同法第11条)

実施主体:国

実施主体:国·**地方公共団体**

2. 地方公共団体が取り組む重点対策

- 国が行う対策に協力するとともに、この対策を参考に、地域の産業の特性等の実情に応じて取組を進めるよう努める。対策に取り組むに当たっては、国と連携して地域における各主体との協力・連携に努める。
- 地方公務員を任用する立場からの対策を推進し、それぞれの職種の職務の実態を踏ま えた対策を講ずるよう努める。

○啓発

- ▶ 住民が過労死等に対する理解を深めるとともに、その防止の重要性を自覚し、関心と理解を 深めるため、住民に対する啓発を行うよう努める。
- ➢ 若年者に対する労働条件に関する知識の付与について、大学等での啓発とともに、中学校・ 高等学校等において、生徒に対して労働に関する指導の充実に努める。
- ▶ 地域の産業構造や労働時間等の実態に合わせて、企業等に対する啓発を行うとともに、年次有 給休暇の取得促進について、地域全体の気運の醸成に努める。
- → 過重労働による健康障害の防止、職場におけるメンタルヘルス対策、パワーハラスメントの 予防について、国と協働して、周知・啓発を行うよう努める。

○ 相談体制の整備等

➤ 国等が設置する相談窓口との連携に努める。

○ 民間団体の活動に対する支援

➤ 民間団体が取り組むシンポジウムへの協力・後援等の支援を行うよう努める。



大学生等に対するアルバイトに関する意識調査結果等について

1 意識調査結果

- 本調査の結果によると、主に以下の状況が認められたもの。
 - ①**労働条件の明示が行われていない**(書面での交付が行われていないもの:58.7% など)
 - ②経験したアルバイトのうち、48.2%で何らかの労働条件に関するトラブルがあったと回答
 - ⇒うち労働基準法違反のおそれがあるもの(主に賃金や労働時間・休憩時間に関するもの)
 - ⇒その他、労使間のトラブルに関するもの(主にシフトや仕事内容に関するもの)
 - ③アルバイトによる学業への支障についての意見も認められた。
 - ⇒試験期間に休みをもらえなかった、シフトにより授業に出られなかった など
 - 大学生等1,000人を対象とした意識等調査を実施(平成27年8月~9月) ※インターネットでの調査であり、アルバイトを複数経験した学生もいたことから延べ件数は1961件。

2 調査結果を踏まえた対応

- 事業主団体・業界団体に対する文書要請を実施
 - ⇒要請内容は、労働基準関係法令の遵守や無理なシフトの設定を控えるなど
 - ※事業主団体は、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会業界団体は、コンビニエンスストア、学習塾、スーパーマーケット、居酒屋などの団体
- ※周知・啓発にあたっては、文部科学省や大学団体のほか、地方自治体とも連携しながら実施する予定。
 - (昨年末に厚生労働省労働基準局長から都道府県知事・政令市長宛に本調査結果や取組についての周知を依頼)
 - ⇒今後、厚生労働省と地方自治体との間における情報交換のための会議を予定。

労働基準法等の一部を改正する法律案の概要

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

I 長時間労働抑制策·年次有給休暇取得促進策等

(1) 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

• 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。(3年後実施)

(2) 著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設

時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確にする。

(3) 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

• 使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととより、労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。

(4)企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進(※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正)

企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

Ⅱ 多様で柔軟な働き方の実現

(1) フレックスタイム制の見直し

フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。

(2) 企画業務型裁量労働制の見直し

• 企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康 確保措置の充実や手続の簡素化等の見直しを行う。

(3) 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設

- 職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。
- また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(※労働安全衛生法の改正)

施行期日: <u>平成28年4月1日 (ただし、I の(1)については平成31年4月1日)</u>

(※)第189回通常国会に提出し、継続審議となっている。(提出日:平成27年4月3日)

10月以降全都道府県で調整が行われており、①開催済みは24都道府県、②開催予定日が確定しているものは14県。詳細は以下のとおり(1/15現在)。

都道府県	開催状況	会議名・構成機関				
北海道	12/24 開催	■会議名:ほっかいどう仕事と生活の調和・雇用環境の改善推進協議会(仮)■構成員(労働者団体)連合北海道(使用者団体)経済連合会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)北海道、札幌市、北海道経産局、北海道労働局				
青森県	12/16 開催	■会議名:青森県働き方改革推進協議会■構成員(労働者団体)連合青森(使用者団体)経営者協会(行政機関)青森県、東北経産局、青森労働局				
宮城県	12/25 開催	■会議名:宮城働き方改革推進等政労使協議会■構成員(労働者団体)連合宮城(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)宮城県、仙台市、東北経産局、宮城労働局				
秋田県	2/5 開催予定	■会議名:秋田いきいきワーク推進会議(仮)■構成員 (労働者団体)連合秋田 (使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中央会 (行政機関)秋田県、東北経産局、秋田労働局 (その他)東北公益文科大学				

都道府県	開催状況	会議名・構成機関
山形県	12/18 開催	■会議名:山形県正社員転換・働き方改革等推進会議■構成員(労働者団体)連合山形(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)山形県、東北経産局、山形労働局
福島県	12/21 開催	■会議名:福島県魅力ある職場づくり推進会議■構成員(労働者団体)連合福島(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)福島県、東北経産局、福島労働局
茨城県	12/17 開催	■会議名:茨城働き方改革・労働環境改善協議会■構成員(労働者団体)連合茨城(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)茨城県、茨城労働局
栃木県	2/10 開催予定	■会議名:とちぎ公労使会議(仮)■構成員(労働者団体)連合栃木(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)栃木県、栃木県市長会、栃木県町村会、栃木労働局
埼玉県	2/8 開催予定	■会議名:埼玉県公労使会議(仮) ■構成員 (労働者団体)連合埼玉 (使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、中小企業家同友 会 (行政機関)埼玉県、埼玉労働局

都道府県	開催状況	会議名・構成機関			
千葉県	12/18 開催	■会議名:千葉県政労使会議■構成員(労働者団体)連合千葉(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)千葉県、千葉労働局			
東京都	12/24 開催	■会議名:東京の成長に向けた公労使会議■構成員(労働者団体)連合東京(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)東京都、東京労働局			
神奈川県	2/1 開催予定	■会議名:神奈川県魅力ある職場作り推進会議(仮)■構成員(労働者団体)連合神奈川(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経済同友会(行政機関)神奈川県、関東経産局、神奈川労働局			
新潟県	1/28 開催予定	■会議名:働き方改革等連絡協議会(仮称)■構成員(労働者団体)連合新潟(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)新潟県、石川労働局			
石川県	12/25 開催	■会議名:いしかわ働き方改革等推進会議■構成員(労働者団体)連合石川(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)石川県、中部経済局、石川労働局			

都道府県	開催状況	会議名・構成機関				
福井県	11/13 開催	■会議名:ふくい働き方改革推進会議■構成員(労働者団体)連合福井(使用者団体)経営者協会(行政機関)近畿経産局、福井労働局 ※福井県の参加は、今後調整。				
山梨県	1/15 開催	■会議名:山梨働き方改革推進会議■構成員(労働者団体)連合山梨(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)山梨県、甲府市、山梨労働局				
長野県	2/4 開催予定	■会議名:働き方改革推進会議(仮)■構成員(労働者団体)連合長野(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)長野県、長野労働局				
静岡県	11/24 開催	■会議名:静岡県労働関係団体連絡協議会(仮) ■構成員 (労働者団体)連合静岡 (使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 (行政機関)静岡県、静岡市、浜松市、関東経産局、静岡労働局				

都道府県	開催状況	会議名・構成機関
愛知県	11/25 開催	 ■会議名:愛知県政労使協議会 ■構成員 (労働者団体)連合愛知 (使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、中部経済連合会 (行政機関)愛知県、中部経産局、愛知労働局 (その他)名古屋大学総長、名古屋工業大学学長、豊橋技術科学大学学長、学校法人梅村学園 理事・学術顧問
滋賀県	12/24 開催	■会議名:雇用推進行労使会議 ■構成員 (労働者団体)連合滋賀 (使用者団体)滋賀経済産業協会 (行政機関)滋賀県、滋賀労働局
京都府	11/24 開催	■会議名:京都雇用創出活力会議 ■構成員 (労働者団体)連合京都 (使用者団体)経営者協会 (行政機関)京都府、京都市、京都労働局
大阪府	11/12 開催	■会議名:大阪働き方改革推進会議■構成員(労働者団体)連合大阪(使用者団体)関西経済連合会(行政機関)大阪府、大阪市、堺市、近畿経産局、大阪労働局

1	4	1	1
	灰	Æ	
_ \			_/

都道府県	開催状況	会議名・構成機関
兵庫県	12/21 開催	■会議名:兵庫地方働き方改革推進会議■構成員(労働者団体)連合兵庫(使用者団体)経営者協会(行政機関)兵庫県、兵庫労働局
奈良県	3/28 開催予定	■会議名:調整中 ■構成員 (労働者団体)連合奈良 (使用者団体)県内企業経営者(別途選抜) (行政機関)奈良県、近畿経産局、奈良労働局
和歌山県	2/12 開催予定	■会議名:和歌山働き方改革会議■構成員(労働者団体)連合和歌山、UAゼンセン(使用者団体)経営者協会、㈱インテリックス、学校法人田原学園慶風高等学校(行政機関)和歌山県、和歌山市、近畿経産局、和歌山労働局

都道府県	開催状況	会議名・構成機関
鳥取県	12/25 開催	 ■会議名:正規雇用一万人チャレンジ推進会議 ■構成員 (労働者団体)連合鳥取 (使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 (行政機関)鳥取県、鳥取県市長会、鳥取県町村、鳥取労働局 (その他)鳥取県農業協同組合中央会、鳥取県森林組合連合会、鳥取県漁業協同組合、公益社団法人鳥取県観光連盟、鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、公益社団法人鳥取県医師会、公益社団法人鳥取県看護協会、一般社団法人鳥取県薬剤師会、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県子ども家庭育み協会、一般社団法人鳥取県建設業協会、一般社団法人鳥取県測量設計業協会、国立大学法人鳥取大学、公立大学法人公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、独立行政法人国立高等専門学校機構、米子工業高等専門学校、一般社団法人鳥取県私立学校協会、鳥取県高等学校PTA連合会、鳥取県職業能力開発機構、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
島根県	11/18 開催	■会議名:島根県仕事と生活の調和推進連絡会議■構成員(労働者団体)連合島根(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)島根県、島根労働局
岡山県	10/26 開催	■会議名:地域ぐるみで働き方改革を推進するためのおかやま労使会議■構成員(労働者団体)連合岡山(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)岡山県、中国経産局、岡山労働局

都道府県	開催状況	会議名・構成機関
広島県	2/10 開催予定	 ■会議名:広島県雇用推進会議 ■構成員 (労働者団体)連合広島 (使用者団体)経営者協会、商工会議所連合会、経済同友会 (行政機関)広島県、広島市、福山市、中国経済局、広島労働局 (その他)広島大学、福山市立大学、広島修道大学
山口県	12/22 開催	 ■会議名:山口県政労使会議 ■構成員 (労働者団体)連合山口 (使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 (行政機関)山口県、山口労働局 (その他)(独)高齢・障害・求職者支援機構山口支部
徳島県	2/10 開催予定	■会議名:徳島雇用政策懇談会 ■構成員 (労働者団体)連合徳島 (使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 (行政機関)徳島県、四国経産局、徳島労働局
香川県	12/16 開催	■会議名:香川働き方改革推進本部 本部会議■構成員(労働者団体)連合香川(使用者団体)経営者協会、香川労働基準協会(行政機関)香川県、香川労働局

都道府県	開催状況	会議名・構成機関
愛媛県	12/15 開催	■会議名:愛媛県における雇用の質の向上促進懇談会■構成員(労働者団体)連合愛媛(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、愛媛県法人会連合会、経済同友会(行政機関)愛媛県、愛媛労働局
高知県	1/25 開催予定	■会議名:調整中 ■構成員 (労働者団体)連合高知 (使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 (行政機関)高知県、高知労働局
福岡県	2/9 開催予定	■会議名:福岡「働き方改革等推進会議」■構成員(労働者団体)連合福岡(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)福岡県、九州経産局、福岡労働局
熊本県	12/15 開催	■会議名:働き方改革推進熊本地方協議会■構成員(労働者団体)連合熊本(使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(行政機関)熊本県、熊本市、熊本労働局

都道府県	開催状況	会議名・構成機関				
大分県	1/28 開催予定	 ■会議名:大分県ワーク・ライフ・バランス推進会議 ■構成員 (労働者団体)連合大分 (使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経済同友会 (行政機関)大分県、大分労働局※その他、企業や学識経験者が参加の予定。 				
宮崎県	1/19 開催予定	 ■会議名:宮崎県雇用政策懇談会 ■構成員 (労働者団体)連合宮崎 (使用者団体)経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、宮崎県工業会、中小企業家同友会 (行政機関)宮崎県、宮崎労働局 (その他)宮崎大学 				

労働基準局 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 O3-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
長時間労働削減推進本部(P.1)	労働基準局総務課	企画法令係	萩原、高松	5557
働き方改革等について(P.2~6)	労働基準局労働条 件政策課	労働条件確保 改善対策室法 規係	堀場	5356
過労死等防止対策について(P.7	労働基準局総務課 過労死等防止対策 推進室	過労死等防止係	大川戸	5583
学生アルバイトの労働条件につい	労働基準局労働条 件政策課	労働条件確保 改善対策室労 働条件改善係	佐々木、飯野	5545
労働基準法の一部を改正する法	労働基準局労働条 件政策課	法規係	松土、中島	5388、5389
地方公共団体及び労使等で構成	労働基準局労働条 件政策課	労働条件確保 改善対策室法 規係	堀場	5356